

監事意見書

一般社団法人 千葉県作業療法士会
会長 坂田 祥子 様

意見書作成日 令和6年6月14日
一般社団法人 千葉県作業療法士会

監事 古城 哲也 

監事 大塚 栄子 

- I 私達は、民法59条及び一般社団法人千葉県作業療法士会定款第51条に基づいて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの会計年度の本一般社団法人の財務諸表、すなわち収支決算書、貸借対照表及び財産目録を監査し、それを基礎として本一般社団法人の財産及び理事の業務執行の状況を監査致しました。
- II 財務諸表の監査にあたっては、私達が必要と認めた監査手続きを実施致しました。
- III 監査の結果、私達は、上記財務諸表が公益法人会計基準に準拠して作成されており、本一般社団法人の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日を以って終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めます。
また、本一般社団法人の財産と理事の業務執行の状況は、共に良好且つ適正であると認めます。

コロナ禍後の県士会活動が活発になっている状況を反映した報告といたします。久しぶりの対面開催となった県士会学会は大変盛況で、コロナ禍中からの活動や臨床での尽力も含めた、皆様の準備の総力が伺える大会だったといたします。また、本年度は新規委員会である司法作業療法委員会開設や自動車運転委員会の常設化など、社会ニーズに対応した活動内容の変化も反映されています。

・委員会が増え、活動が活発になっている中での煩雑な会計処理への対応のご苦勞が伺えました。各委員会の会計処理も大変お手数だと思いたしますが、締切の遵守等十分な協力体制が取れるよう、工夫の検討をお願い致します。

・活動が活発化している中、資産の内部留保が **1950** 万円と増えています。会議費執行が予算より大幅に少ない為、行われた活動に対し活動費が適切に支払われていれば良いのですが、活動費請求のしにくさがあれば方法を検討頂くなど、執行減少の実態の検討をお願いいたします。引き続き適切な内部留保額を保持すると共に、事務所移転や記念行事なども見越した上での活用の検討をお願いいたします。

・各委員会活動：コロナ禍も落ち着きましたので、活動再開や新たな活動スタイルの工夫等の検討、研修会収入より謝金が多い研修会は開催にあたり広報や開催方法の工夫があるとよいと思いたします。また、協会からの依頼による活動が増えている印象があり、複数の役割での一人の負担が大きく会議も時間を要している為、気軽に出来る活動（人材バンク様の活動）など県士会活動参加者の裾野が広がるよう、引き続きご検討をお願いいたします。

・政治活動：本協会の政治活動との関係や千葉県作業療法士連盟との役割分担など、今年は本格化し、今後も様々な活動があるかと思いたします。会員の理解が進むよう、引き続き決定プロセスにおける周知や十分な意見交換を行っていただけるとお願いいたします。

以上